

第 1 編 行政法総論

第 1 章 行政法の基礎

問題 1

□□□

司試

H21-21-7

法律による行政の原理の下においては、国が補助金の交付を行う場合には、法律によって補助金交付の根拠を定めなければならない、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律がこれを定めている。

問題 2

□□□

司試

H21-21-1

厚生労働大臣は、隔離を要する疾病が発生した場合には、厚生労働省設置法第 4 条第 4 号、第 19 号に基づき、隔離を要する疾病に罹患した患者について、強制隔離の措置を執ることができる。

(参照条文) 厚生労働省設置法

第 4 条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。

五～十八 (略)

十九 感染症の発生及びまん延の防止並びに港及び飛行場における検疫に関すること。

二十～百十一 (略)

(以下略)

問題 3

□□□

国総

H12-8-1

租税法律主義の原則の下、租税法律関係においては、法律による行政の原理は厳格に適用されなければならないから、租税法規に適合する課税処分について、法の一般原則である信義則の法理の適用により、同課税処分を違法なものとして取り消すことが認められる余地はない。

解答1 ✕

法律による行政の原理の内容は、「法律の法規創造力」、「法律の優位」、及び「法律の留保」という3つの原則に分けることができる。「法律の留保」原則の及ぶ範囲については、見解の対立があり、立法実務を支配しているのは、侵害留保説である。侵害留保説によると、補助金を交付するといった給付行政は、国民の権利を制限する侵害的な行政作用ではないので法律の根拠なくできるということになる。本問では、国が補助金の交付を行う場合には、法律によって補助金交付の根拠を定めなければならないわけではない。なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、国の補助金支給のための一般的根拠規範ではなく、国が補助金を支給できることを前提として、交付の方法や交付を受けた事業の監督方法等について定めた一般的手続規範であるとされている。

解答2 ✕

侵害留保説によれば、強制隔離の措置は国民の権利を制限する侵害的な行政作用なので、法律の根拠なしに強制隔離の措置を執ることは許されない。そして、ここでいう法律の根拠とは作用法上の根拠であって、組織法上の根拠では足りない。厚生労働省設置法4条4号、19号は組織法上の規範であり、他に根拠規範なく強制隔離の措置を執ることはできない。

解答3 ✕

最判昭62.10.30は、「法律による行政の原理なканずく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係」について、「信義則の法理」の適用には慎重を要し、「租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情」がある場合に、信義則の法理の適用があるとしている。課税処分について、信義則の法理の適用の余地がないわけではない。